湯河原町万葉公園再整備事業公募設置等計画の認定について

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨を認定します。

認定計画提出者 グループ名 NOTE グループ

代表構成団体 株式会社 NOTE

構成団体 設計事務所岡昇平

構成団体 小野建設株式会社

2 認定をした日 令和元年7月2日

3 認定の有効期間 基本協定締結日から 20 年間

4 公募対象公園施設の場所 万葉公園内指定場所

: 公募対象公園施設の設置予定区域

